

小松市学校体育施設開放事業 利用の手引き

1 はじめに

学校体育施設開放事業は、青少年のスポーツの場及び地域住民のスポーツ・レクリエーションの場として、小中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民の皆さまに開放する事業です。

2 対象

(1) 利用できる団体（次の要件を全て満たすこと）

- ・小松市に在住・在勤・在学する、10人程度以上のメンバーによる団体であること。
- ・メンバーの半数以上が小松市に在住する者であること。
- ・当該団体には成人の責任者を置くこと。
- ・小松市に活動の拠点があること。
- ・スポーツ安全保険等の保険に加入していること。

(2) 利用できない団体

- ・政治的または宗教的な活動を目的とする団体
- ・学校開放事業の趣旨に反する、営利を目的とする行為があると認められる団体
例：自社の商品・器具を使って健康セミナーを行う民間企業・団体など

3 開放施設及び開放時間

開放施設	開放時間		
	施設	平日	学校の休業日
小学校	屋内 (体育館)	18時～21時	校長が認める時間
	屋外 (グラウンド)	5時～7時30分 18時～21時	校長が認める時間
中学校 義務教育学校	屋内 (体育館・武道場)	19時～21時	校長が認める時間
	屋外 (グラウンド・テニスコート)	5時～7時30分 放課後から日没まで	校長が認める時間

4 利用時間の延長

仕事で集まりが遅くなるなど、やむを得ない事情があるときは、屋内体育施設のみ、22時まで延長することができます。

5 部活動の地域展開に伴う優先利用

部活動の地域展開に伴い、地域移行クラブによる学校体育施設の利用を優先とします。地域移行クラブの施設予約を3か月前から、一般の利用予約は1か月前から受け付けます。また、一般団体の利用申請を受け付けた後も、地域移行クラブの利用がある場合は、そちらを優先させていただきます。

申請期間と利用期間は以下のとおりとします。

●地域移行クラブ		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
4月から 利用の場合	申請期間															
	利用期間															
7月から 利用の場合	申請期間															
	利用期間															

利用開始日の3か月前から随時申請可能。利用期間は最長1年間（年度末まで）。

●定期利用団体		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
4月～6月 利用の場合	申請期間															
	利用期間															
7～9月 利用の場合	申請期間															
	利用期間															
10～12月 利用の場合	申請期間															
	利用期間															
1～3月 利用の場合	申請期間															
	利用期間															

- ・利用期間は4～6月、7～9月、10～12月、1～3月の3か月単位とする。
- ・利用開始日の1か月前から申請可能。利用期間は最長3か月。
- ・5月に利用申請した場合、利用期間は6月末まで。
- ・スケジュールが全く変わらない場合、利用申請書の提出は不要とし、利用期間は自動延長とします。
- ・地域移行クラブや新規利用団体が利用するなど、利用日に変更がある場合は利用申請書を再提出してください。

6 学校体育施設の利用の優先順位

学校施設は、開放事業のみならず、選挙時の投票所や地域行事等様々な利用がなされています。このため、開放事業における優先順位を次のとおりとします。

1. 国や地方公共団体が実施する事業
例：選挙，避難所設営等
2. 学校教育に関連するもの
例：学校行事，PTA 等
3. その他定期利用に優先して学校または教育委員会が認めたもの
例：校下スポーツ大会，文化祭等
4. 地域移行クラブ
5. 定期利用団体による利用（校下住民の利用が優先されます）

7 新規団体の受け入れについて

学校体育施設の利用ニーズは高まっていますので、新規団体から申請があったときは出来る限り受け入れを行ってください。どうしても枠が取れない場合、より多くの方がスポーツに親しむための環境を提供するため、同じ種目を行っている団体であれば、紹介してください。

- 例1 参加人数等を基準に、半面ずつの利用を検討する。
- 例2 1回の利用時間を概ね2時間とし、より多くの利用枠を確保する。
- 例3 複数回利用している団体の利用回数を調整し、新規団体に譲る。
- 例4 野球やサッカーなど、グラウンドと体育館の両方を利用申請し、雨天時や冬季にのみ体育館を利用する団体については、体育館を利用希望する団体と連絡を取り合い、利用の仕方について調整する。

8 破損等の原状復旧について

開放施設、附属設備やその他器具備等を故意または過失により破損・紛失した場合、利用団体の責任・費用負担で原状復旧をしていただきます。破損・紛失時には速やかに学校及び管理指導員へ連絡し指示を仰いでください。

9 鍵の管理

鍵の管理は鍵ボックスで行います。利用団体は、責任者が暗証番号を管理し、他団体には絶対に教えないでください。また、団体内で暗証番号を知る人は2人までとします。なお、暗証番号は3か月毎に更新します。

スペアキーの作成・所持は厳禁です。スペアキーの使用が確認された場合は、学校体育施設の利用停止もありえます。

10 管理日誌

施設利用後は、管理日誌に利用日時や人数を入力してください。
管理日誌の様式は、小松市生涯学習課の学校開放ホームページからダウンロードできます。



学校開放 HP

11 電気代相当分の負担

屋内体育施設…1時間あたり 100 円，屋外体育施設…1時間あたり 150 円

※照明利用時間で算定します。

以下に該当する場合は、電気代相当分の負担を減免できます。

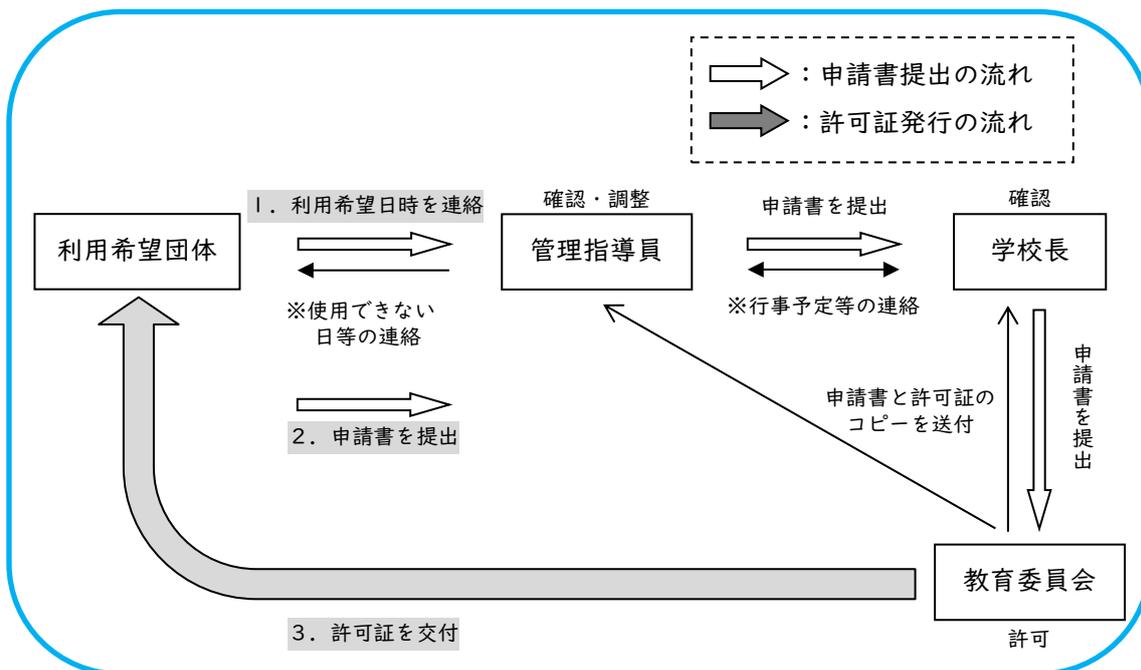
1. 市または市立学校が利用するとき
2. 指導者以外が主に小中学生の団体で、健全育成を目的に利用するとき
3. 65歳以上のみの団体で、健康増進を目的に利用するとき
4. 障がい者スポーツ団体，福祉団体が障がい者スポーツの振興を図る目的で利用するとき
5. その他，教育委員会が公益上必要と認めたとき

※減免申請がないと、上記に該当する場合でも電気代相当分負担の対象となる場合があります。

減免を認められる場合・認められない場合（例）

	認められる場合	認められない場合
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校が他校で部活動を行う場合 ・ 市立高校による利用 ・ 消防団による利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立・私立高校による利用
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行クラブによる利用 ・ 少年野球, サッカーなど中学生以下のスポーツ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子で参加する競技, 健康増進活動 ・ 小中学生スポーツ団体の指導者向け講習会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員が 65 歳以上で体操, 球技など運動目的で利用する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 人でも 64 歳以下の方がいる場合 ・ 運動目的で利用しない場合
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすバスケや車いすテニス等, 障がい者スポーツの練習 ・ 福祉団体による, 障がい者スポーツの指導者育成などを目的とした講習会 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練 ・ 校区の社会体育大会 ・ 地域交流を主目的とする町内会活動 ・ 市民体育大会に向けた練習 <p>(出場選手登録から本番までの期間のみ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツクラブの練習 ・ 校区内のリーグ戦

12 利用手続きの流れ

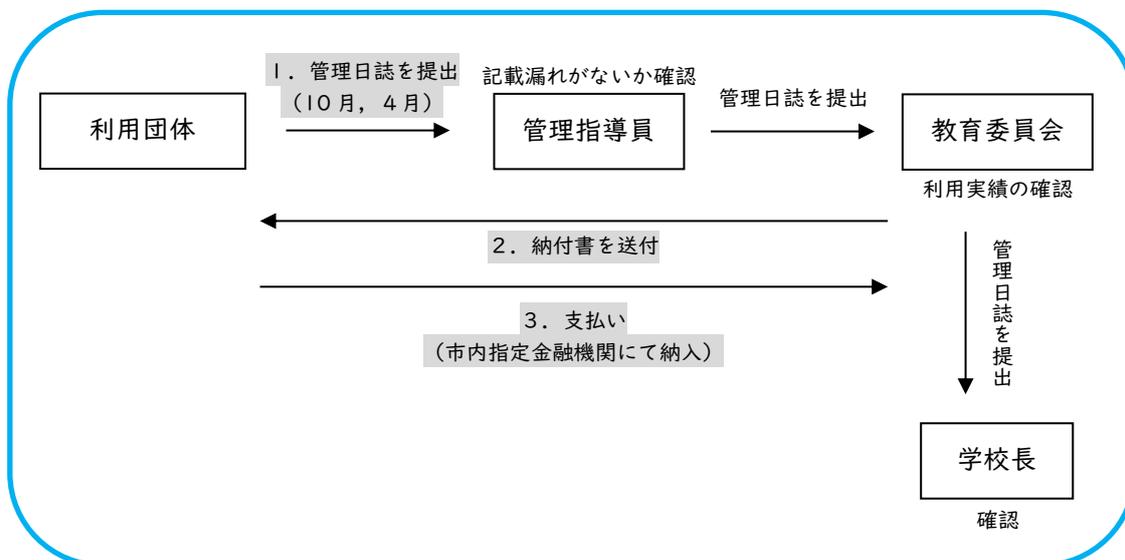


体育館やグラウンドを利用する場合は、単発利用でも学校開放の利用申請書を提出してください。

13 電気代相当分支払いの流れ

電気代相当分は、10月（4～9月利用分）と4月（10～3月利用分）の年2回請求します。

照明の利用時間は必ず入力してください。入力がない場合は、照明利用時間＝利用時間として電気代相当分を算定させていただきます。



14 利用上の注意

- ・ 体育館を利用する際は、屋内専用シューズ・器具等を使用してください。（スパイク等の屋外シューズは使用禁止）屋外で使用した用具（ソフトテニスボール等）も決して屋内では使用しないでください。
- ・ 体育館の壁に強くボールを当てないように注意して活動してください。
- ・ テープの跡が残ったり、表面の保護層が剥がれる可能性があるため、体育館の床面にテープを貼ることは原則禁止です。やむを得ず、テープを貼らなければならない場合は、教育委員会もしくは管理指導員に事前にご相談ください。万が一、テープの跡が残った場合は、教育委員会もしくは管理指導員に報告してください。
- ・ 運動場のフェンス等をボールが越えるような使い方はしないでください。
- ・ 学校敷地内での喫煙・飲酒は厳禁です。
- ・ 許可を受けた種目・目的以外での利用はしないでください。
- ・ 利用時間を守ってください（準備・片付けも利用時間に含む）。
- ・ 利用後は、施設の後片付け、清掃、消灯、施錠等を必ず行ってください。
- ・ ゴミは必ず持ち帰ってください。試合などで外部の団体がゴミを持ち帰っていなかった場合においても、利用団体が責任をもってゴミを持ち帰ってください。
- ・ 学校開放は地域住民や学校からご理解とご協力をいただきながら行っている事業です。路上・違法駐車、騒音等で近隣住民や学校の迷惑にならないように注意して活動してください。

適切な施設利用にご協力いただけない場合等は、一時的な利用停止や、団体登録の抹消等の措置を取ります。

■ 問合せ先

小松市生涯学習課 TEL：24-8128 MAIL：gakkokaiho@city.komatsu.lg.jp